## 国立大学法人鹿屋体育大学男女共同参画推進の基本方針

 平成21年 3月19日

 学 長 裁 定

鹿屋体育大学(以下「本学」という。)は、本学を構成する学生、教員、職員のそれぞれが個人として尊重され、性別による差別的取扱いを受けないよう、均等な機会を保障するために以下の基本方針を定めます。

1 男女共同参画を阻害する要因の除去に取り組みます。

本学運営における諸制度、教育・研究の環境、学内的な慣行について、男女共同参画を阻害する要因となるものはないか注意深く確認し、もし、そうした要因を見つけた場合は、その除去に取り組みます。

2 教育、研究及び就業に係る男女共同参画を推進します。

教育、研究及び就業環境について、実質的な男女の均等な機会の保障を達成するため、積極的な改善措置に取り組みます。

3 学生、教員、職員への啓発を行います。

男女共同参画についての意識向上のため、本学の学生、教員、職員を対象に様々な啓発活動を行います。

4 男女共同参画推進室を設置します。

上記のことを実現するため、本学は、男女共同参画推進室を設置し、長期的展望に たって男女共同参画推進に係る諸施策の充実を図ります。

附則

この基本方針は、平成21年3月19日から施行する。